

公認会計士・税理士の皆様へ
認定経営革新等支援機関の皆様へ

関与先・お取引先の 「特例承継計画」の提出はお済みですか？

～適用を受けるための提出期限まで残りわずかとなりました～
千葉県庁への提出は **令和8年3月31日** 締め切りです！

平成30年1月1日から令和9年12月31日までに行われる非上場株式の贈与・相続については、税制面で優遇されています。
一定の要件を満たせば、贈与税・相続税の納税猶予・免除が可能となります。
この制度は、法人版事業承継税制の特例措置と呼ばれます。

特例措置の適用を受けるためには、令和8(2026)年3月31日までに、千葉県庁に「特例承継計画」を提出して、千葉県知事の確認を受けておく必要があります。

「特例措置」について知りたいのですが？

「マニュアル」が公表されています。中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

「贈与税・相続税の納税猶予制度」の概要、実際の申請手続きについては……………①

「特例承継計画」の作成については……………②

を参照ください。

・出力の方法: 中小企業庁HP ホーム 政策について 事業承継 [▶ 事業承継](#)

事業承継の支援策 [詳しくはこちら](#) → 税制 [▶ 法人版事業承継税制\(特例措置\)](#)

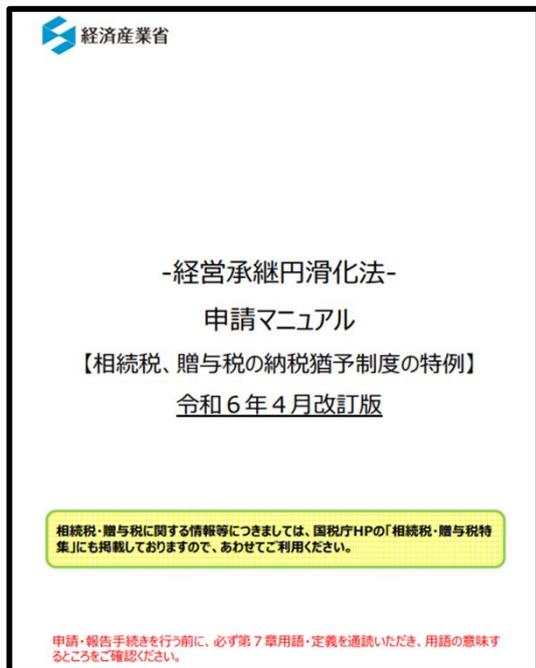
※ [申請マニュアル](#)

※ 申請書類関係書類

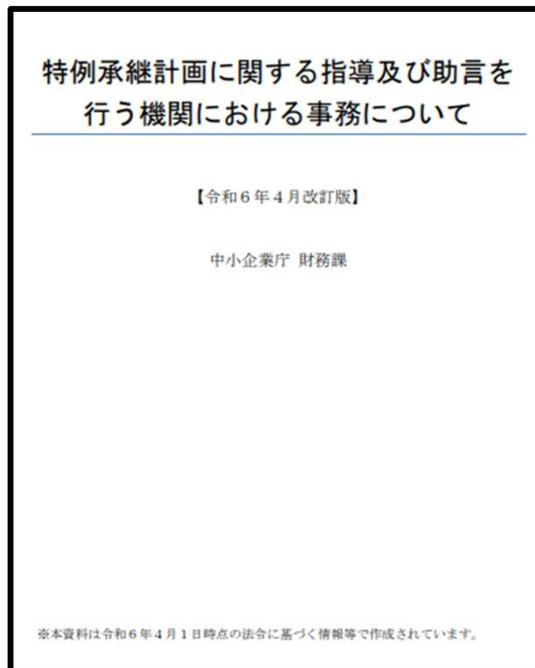
① | 申請マニュアル

② | 認定経営革新等支援機関による指導及び助言について

①特例措置の申請マニュアル



②特例承継計画記載マニュアル



特例承継計画 Q & A

Q 1. 特例措置を受けるためには、「特例承継計画」の提出が必要ですか？

A 1. はい。

特例措置は、令和9(2027)年12月31日までの、時限措置です。

特例措置の適用を受けるためには、**令和8(2026)年3月31日までに、認定支援機関*が指導・助言を行った旨を記載した「特例承継計画」を千葉県に提出し、千葉県知事の確認を受けておく必要があります。**

* 税理士・公認会計士（法人含む）・金融機関・商工会・商工会議所等のうち、国の認定を受けている機関。

Q 2. 「特例承継計画」を期限までに提出しなかった場合、贈与（相続）税の納税猶予の特例措置の申請はできないということですか？

A 2. はい。特例措置の納税猶予の申請はできません。

その場合は、従来からある一般措置の納税猶予の申請をすることができます。

特例措置は、全株式が対象であり、納税猶予割合も100%まで可能です。また、贈与時の後継者の役員就任期間を特例措置に限って事実上撤廃され、事業承継後5年間平均8割の従業員の雇用維持要件も緩和されているなど、**あらゆる点で特例措置の方が一般措置よりも有利です。**

したがって、**特例措置の適用を受けられるようにしておくことが大切です。**

Q 3. 「特例承継計画」の提出をすれば、必ず納税猶予が認められるのですか？

A 3. いいえ。

「特例承継計画」を提出したからといって、必ず納税猶予が認められるわけではありません。「特例承継計画」は、特例措置を受けるための事前申請的な位置づけです。別途、自社株式の贈与（相続）時点で、所定の認定要件をすべて満たす必要があります。贈与（相続）後、所定の期間内に申請を行い、千葉県知事の認定を受けた後、所轄税務署に納税猶予の申告を行うこととなります。

Q 4. 「特例承継計画」を提出する際のデメリットはありますか？

A 4. ないものと思われれます。

特例承継計画を提出した後、実際の贈与（相続）時に、納税猶予を利用しなくてもかまいません。むしろ、**特例承継計画を提出していなかった（話も聞いたことがなかった）**などと、後で言われるデメリットの方が大きいでしょう。

自社株式の評価額が高くなる傾向がある純資産5000万円以上の中小企業については、令和8年3月31日までに「特例承継計画」を提出しておくことをおすすめしましょう。

Q 5. そのほかに留意する点がありますか？

A 5. 早期かつ計画的な事業承継を促すために、特例承継計画の提出期限が前倒しで設定されています。相続の時期はわかりませんので、贈与を前提とした事業承継に関する計画を立てることになります。

特例承継計画を単に提出するだけでなく、**納税猶予の認定要件を踏まえたうえで対策を講じておくことも重要になります。**

「特例承継計画」の様式や記載例はどこにありますか？

中小企業庁のホームページからダウンロードします。

(記載例1～3)を参考に、特例承継計画(様式21)を記入し、添付書類を用意します。

出力の方法: 中小企業庁HP ホーム 政策について 事業承継 > 事業承継

事業承継の支援策 [詳しくはこちら](#) → 税制 > 法人版事業承継税制(特例措置)

※ 申請マニュアル

※ **申請手続関係書類**

特例承継計画(特例認定の申請にあたり必ず提出が必要です)

> 特例承継計画(様式21)、(記載例1～3) > 添付書類

<特例承継計画の見本>

様式第21
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第2項の規定による
申請書
(特例承継計画)

年 月 日

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」といふ。)第17条第1項第1号の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	
代表者の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(退任日 年 月 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名(1)	
特例後継者の氏名(2)	
特例後継者の氏名(3)	

4 特例代表者が有する株式会社等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期(予定)	年 月 ~ 年 月
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5 特例後継者が株式等を承継した後の年度の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

(備考)

① 用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。
② 申請書の字し(印紙を含む)及び施行規則第17条第2項各号に掲げる書類を添付する。
③ 別紙については、中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が記載する。
④ 認定経営革新等支援機関名については、中小企業庁ホームページで公表する場合があります。

(記載要領)

① 「2 特例代表者」については、本申請を行う時における申請者の代表者(代表者であった者を含む。)を記載する。
② 「3 特例後継者」については、該当するものが一人又は二人の場合、後継者の氏名(1)の順又は(2)の順に記載する。
③ 「4 特例代表者が有する株式会社等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画」については、株式会社等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができる。

(別紙)

認定経営革新等支援機関による特見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	
認定経営革新等支援機関の番号	
(機関が法人の場合)代表者の氏名	
住所又は所在地	

2 指導・助言を行った年月日

年 月 日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

- ・様式のレイアウト・文字フォントは変更しないで、そのまま使用
- ・(備考)(記載要領)は削除しない

千葉県庁への提出はどうすればよいのですか？

【提出書類】 次の2点です。

① 確認申請書(特例承継計画) ② 履歴事項全部証明書

特例代表者が既に代表者を退任している場合で、②の履歴事項全部証明書に、退任日の記載がない場合は、退任日の記載がある ③ 閉鎖事項証明書 も提出下さい。

【提出先】 千葉県商工労働部 経営支援課 (郵送にて受付します)

①の特例承継計画は、次のとおり、所定の書式で、2部作成の上、提出して下さい。

特例承継計画(様式第21)

(表)

捨印
(代表者印)

(裏)

- ・①申請書は原本2部(正、副)
本文～別紙までを袋綴じ
代表者印・認定支援機関印・割印不要
1枚目上部に捨印(代表者印)のみで可
- ・②(③)の添付書類は1部で可
- ・提出は郵送が原則
返送先を明記し、切手貼付の返信用封筒を同封(レターパックが望ましい)

照会・相談窓口・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県商工労働部 経営支援課
TEL 043-223-2712 FAX 043-227-4757
(月曜～木曜日の午前9時から午後5時まで)